

R元年度

受付印

1

令和元年 5月 24日
(発送日を記入)

香川県知事 浜田 恵造 様

香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金実績報告書

令和元年度香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金について、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)第4条及び第13条並びに香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

2	1 補助事業者
住所	〒 7 6 0 - 0 0 1 8 香川県高松市天神前3-4× ※ 個人の場合は住民票に記載された住所をお書きください。(集合住宅の場合号室(棟)まで記入)
氏名 (法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名)	香川 高太郎 略字、俗字、通名は不可。 住民票の表記と一致。 ※ 楷書ではっきりとご記入ください。個人の場合は住民票の表記と同じであることが必要です。
補助事業者印	香川 ※交付申請書と同じ印であること
電話番号	0 8 7 - * * * - * * * *
緊急連絡先	0 9 0 - * * * * - * * * *
※緊急連絡先は、携帯電話等、日中連絡が取れる電話番号を記入してください。	
3	(交付申請書と住所が異なる場合には、住所を変更した日付(届出日ではありません)を記入) 令和 元 年 5 月 8 日 に上記の住所に変更したので報告します。
4	2 交付決定番号 0 1 - 0 1 2 3
5	3 補助金精算額(千円未満切捨て) 太陽光発電システムと蓄電システムの両方を申請している場合は、合計額を記入すること。 1 8 0 , 0 0 0 円
6	4 交付決定日 交付決定通知書に記載された日を記入すること。 令和 元 年 5 月 1 0 日
7	5 工事着工日(建売の場合は引渡し日) 太陽光発電システムと蓄電システムの両方を申請していた場合は、そのいずれか早い日 「4 交付決定日」以後であること。 令和 元 年 5 月 1 3 日
8	6 完了日 電力会社と太陽光発電システムの電力受給を開始した日と領収書の日付のいずれか早い日 「4 交付決定日」以後であること。 令和 元 年 5 月 2 2 日

(注)この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

… 必須項目

… 該当者のみ記入する項目

- 1 郵送する日を記入してください。原則として、和暦で記入して下さい。
※完了日以降の日付としてください。
- 2 補助事業者の住所、氏名、電話番号、緊急連絡先を記入し、補助事業者印を押印してください。
※補助事業者：当制度では交付決定後の申請者のことを指します。
「住所」：個人の場合は住民票に記載された住所、法人の場合は登記簿に記載の所在地を記入してください。
※「丁目」「番地」「番」「号」などは、「ー」と記しても可とします。
※マンション名およびビル名、部屋番号まで正しく記入してください。
「氏名」：個人の場合は、住民票の表記どおりに記載してください。
※略字、俗字は不可：「沢」と「澤」、「高」と「髙」など正確にご記入ください。
※通名は不可：住民票上の氏名をご記入ください。
法人の場合は、法人名及び代表者の役職・氏名を記載してください。

申請者と補助対象システム購入者(契約者)と電灯契約者(電力受給契約者)は同じであること。

「補助事業者印」：申請書に捺印した印鑑と同じもので押印してください。
※請求書も同じ印を捺印していただく必要があります。
「電話番号」：補助事業者の電話番号を記入してください。(固定電話がない場合は、携帯電話の番号でも可)
「緊急連絡先」：補助事業者の携帯電話等、日中に申請者と連絡が取れる電話番号を記入してください。
- 3 交付申請書提出時から住所変更があった場合は、住民票に記載のある住所を変更した日付を記入してください。※住民票の日付や届出日、実際に住み始めた日ではありません。
- 4 県から届いた交付決定通知書に記載された交付決定番号「〇〇－〇〇〇〇」を記入してください。
- 5 補助金申請額(変更承認を受けた場合は変更承認申請額)を記入してください。
- 6 県から届いた交付決定通知書に記載された「交付決定日」を記入してください。(県に提出した補助金申請書の日付ではありませんので、ご注意ください。)
※変更承認を受けた場合でも、当初の交付決定日を記入してください。
- 7 対象システムの実際の工事着工日(建売の場合には建物引渡日)を記入してください。
なお、両方のシステムを申請している場合は、そのいずれか早い日を記入してください。
※「4 交付決定日」以後の日付でなければ、事前着工とみなし、交付決定が取り消されます。
- 8 ○太陽光発電システムのみを申請した場合
電力会社との電力受給契約書の受給開始日を記入してください。
○蓄電システムのみを申請した場合
領収書の日付を記入してください。
○太陽光発電システムと蓄電システムの両方を申請した場合
電力会社との電力受給契約書の受給開始日と領収書の日付のいずれか遅い日を記入してください。
※「5 交付決定日」及び「6 工事着工日」以後の日付であることが必要です。

1

7 重要事項確認

		チェック
1	補助対象システムは、交付決定日の前に工事着工（建売の場合は建物引渡し）を行っていないことを確認しました。また、新たに太陽光発電システムを設置等を行った場合は、電力受給の開始を行っていないことを確認しました。	✓
2	交付額確定通知書は、補助事業者あてに送付されることを理解しました。	✓
3	補助事業者が補助対象システムの経費全額を支払い、対応する領収書すべてを添付したことを確認しました。	✓
4	電力受給契約書に記載の太陽光発電システムの設置場所（受給地点）は住居（店舗等との兼用を含む。）です。	✓
5	<p>太陽光発電システムの設置場所について、各書類に記載されている下記（１）～（３）はすべて同一の場所です。</p> <p>（１）補助金交付申請書に記入したシステムの設置予定場所 （２）電力受給契約書に記載の受給地点（設備住所） （３）住民票に記載の住所（別荘等の場合は、建物の登記簿謄本に記載の住所）</p> <p>【住所表記が一致しない場合】 住所表記が一致しない場合、該当する理由をチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請時に地番が確定していなく、設置予定場所に予定地番を記入していたため <input checked="" type="checkbox"/> 申請時に住居表示が確定していなく、設置予定場所に地番を記入していたため <input type="checkbox"/> その他 ※ 理由を記入してください</p> <p>[]</p> <p>蓄電システムの設置場所については、住民票に記載の住所（別荘等の場合は、建物の登記簿謄本に記載の住所）と同一の場所です。</p>	✓

※必ず申請者本人が内容を確認した上で、全ての欄にチェックを入れてください。

上記内容確認の上、相違ありません。

なお、相違があった場合は、補助金の交付決定の取消しを受けること、又は補助金を返還することについて、異議を申し立てません。

手続代行者名		代表者印	申請者氏名	印
会社名/ 支店・営業所名	△△△設備株式会社		香川 高太郎	
代表者	職名 代表取締役社長			
	氏名 ○○ ○○			
		※丸印を押印	※申請者印と 同じ印であること	
※代表者印が存在しない場合、会社印+代表者の個人印で代用可			※本人申請の場合も記入押印が必要	

(注)この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

… 必須項目 … 該当者のみ記入する項目

1

重要事項確認欄の内容を必ず確認し、全ての欄にチェックを入れた上で、この欄に記入・押印してください。

「**手続代行者名**」：実務担当者名ではなく、会社名／拠点名と**代表者の職名・氏名**を記入してください。

- ・交付申請書「5 重要事項確認」と同じであること。
- ・会社印に刻印されている会社名／拠点名と同じであること。

「**代表者印**」：会社名の分かる印を押印してください。

- ・代表者印は会社名の分かる丸印(角印でも可)、個人事業主の場合は屋号印を押印してください。
- ・屋号印がない個人事業主は個人印を押印してください。
- ・**代表者印が存在しない場合は、会社印に代表者の個人印を併せて押すことで代用可能です。**

「**補助事業者氏名**」：補助事業者の氏名を記入してください。

※本人申請の場合でも記入が必要です。

「**印**」：「1 補助事業者」欄に押印したものと同一印を押印してください。

※本人申請の場合でも押印が必要です。

2

対象システムの設置場所について、**各書類に記載されている下記(1)～(3)の住所表記が一致しない場合は、その理由を選択肢の中から選び、チェックしてください。**

ここにチェックを入れた場合でも、右側の欄にはチェックが必要です。

「その他」を選択した場合は、具体的理由を記入してください。

- (1) **補助金交付申請書に記入したシステムの設置予定場所**
- (2) **電力受給契約書に記載の受給地点(設備住所)**
- (3) **住民票に記載の住所(別荘等の場合は、建物の登記簿謄本に記載の住所)**

【注意】書類の訂正の方法について

- ・実績報告書において、記入したものを訂正する場合には、訂正箇所には二重線を引き、実績報告書等に使用した補助事業者の印鑑と同じ印鑑で訂正印を押してください。
- ・修正液や砂消しゴム等を使用したもの、書きなぞりによるものは認めませんので、その場合には書類の再作成をしていただくことになります。
- ・消すことができるインクのペンで記入した書類は受理できません。必ず、消えないインクの黒ボールペン等で記入してください。(※ペンに「証書類・宛名書きには使用できません」等と注意書きが記載されています。)



- 提出いただいた書類(実績報告書、添付書類等)は、原則として返却いたしません。
- 提出いただいた書類に不備があった場合、差替え書類を新たに再提出していただく必要がありますので、提出に当たっては記載内容をよくご確認ください。
- **実績報告書の提出時に補助金交付請求書を同時に提出いただいてもかまいません。(ただし、補助金の額を確定してからの受理となります。)**

太陽光発電システム概要書

1 1 補助対象システム設備等の変更
 変更なし 変更あり（変更承認申請済み） 変更あり（その他）
※変更箇所だけでなく、すべての必要事項を記入してください。

変更後の内容を次のとおり報告します。

2 変更契約を締結した はい いいえ
※ 「はい」にチェックを付けた場合は、変更契約書を提出してください。

(1) 補助対象システム等の設備容量 変更がない場合はチェック

		太陽電池公称最大出力 (A)	パワーコンディショナ定格出力 (B)	(A) と (B) の小さい方の値
申請分	①	2.475 kW	2.0 kW	2.000 kW
	②	1.950 kW	2.0 kW	1.950 kW
	③			
既設分	④	小数点3桁以下も記入	電力受給契約の「受給契約電力」欄と一致	小数点3桁以下も記入
	⑤			
合計 (①~⑤)		4.425 kW	4.0 kW	3.950 kW (10kW未満であること)

※パワーコンディショナごとに行を分けて記入してください(パワコンの台数と行数は同じです)。
 ※出力対比表及び電力受給契約の「受給契約電力」欄と一致させるため、小数点3桁以下も記入してください。

既設分の住宅用太陽光システムは県補助金の交付を受けている はい いいえ

(2) 補助対象経費内訳 変更がない場合はチェック

補助対象項目	金額	備考
① 太陽電池モジュール（架台含む）	1,600,000 円	
② 付属機器	480,000 円	
③ 設置工事に係る経費、その他経費	340,000 円	
④ 小計（税抜き） (補助金精算額を超える額であること)	2,420,000 円	①+②+③
⑤ 消費税	193,600 円	④×消費税率
⑥ 合計（税込み） (添付書類の領収書の額の範囲内であること)	2,613,600 円	④+⑤

※蓄電システムに係る経費は、補助対象経費に含めません。

3 2 太陽電池モジュールを設置した建物等
 補助対象システムを設置した建物（受給地点）と同じ その他（車庫、納屋等）

(注)この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

… 必須項目 … 該当者のみ記入する項目

1

太陽光発電システムについて、補助金申請時から変更がない場合は、「変更なし」に、変更承認を受けている場合は「変更あり(変更承認申請済み)」にチェックをしてください。

また、補助金申請時及び変更申請時から変更がある場合は、「変更あり(その他)」にチェックをした上で、下記にその変更内容を記入してください。

※ 変更なし又は変更承認申請済みの場合は下記については記入不要です。

※ 下記については、補助金額に変更のない太陽電池公称最大出力、パワーコンディショナ定格出力、補助対象経費に変更がある場合に記入してください。

※ 領収書の金額と申請時の補助対象経費が異なる場合は、下記で修正してください。

※ 補助金額に変更がある場合は、変更承認申請が必要です。

■「変更なし」又は「変更あり(変更承認申請済み)」にチェックした場合の注意点

- ・領収書が複数にわたる場合は、その写しをそれぞれ添付し、それらの領収書の合算金額が、交付申請書又は変更承認申請書の「補助対象経費内訳の合計額」であることが必要です。
- ・振込による入金、ローン又は立替払の場合も、必ず領収書を提出してください。
(振込通知書等では受付できません)

2

補助金申請時及び変更申請時から変更がある場合は、変更後の最終の内容を記入してください。

※ 変更箇所だけでなく、全ての欄について記入してください。

(例えば設備容量の変更のみで、経費に変更がない場合は、(2)のチェック欄にチェックが必要。)

変更契約を締結している場合は、「はい」に、締結していない場合は「いいえ」にチェックしてください。

※「はい」にチェックした場合は、必ず変更契約書を提出してください。

補助金申請書に準じて記入してください。

※ 領収書の金額と申請時の補助対象経費が異なる場合は、ここで修正してください。

※領収書が複数にわたる場合は、その写しをそれぞれ添付し、それらの領収書の合算金額は、「補助対象経費内訳の合計額」であることが必要です。

※振込による入金、ローン又は立替払の場合も、必ず領収書を提出してください。

(振込通知書等では受付できません)

3

太陽電池モジュールを電力受給契約書に記載の住所(受給地点)の住宅に設置した場合は、「対象システムを設置した建物(受給地点)と同じ」に、その他の場合は、「その他」にチェックをしてください。

蓄電システム概要書

1 補助対象システム設備等の変更
 変更なし 変更あり（変更承認申請済み） 変更あり（その他）
※変更箇所だけでなく、すべての必要事項を記入してください。

変更後の内容を次のとおり報告します。

2 変更契約を締結した はい いいえ
※ 「はい」にチェックを付けた場合は、変更契約書を提出してください。

(1) 補助対象システム 変更がない場合はチェック

メーカー名	〇〇株式会社
パッケージ型番	〇〇-〇〇〇〇
蓄電容量	7.5 kWh

(2) 補助対象経費内訳 変更がない場合はチェック

補助対象項目	金額		備考
① 設備費 (補助金申請額を超える額であること)	2,000,000	円	設備費の1/10が補助金額 (上限10万円)
② 設置工事に係る経費、その他経費	500,000	円	
③ 小計(税抜き)	2,500,000	円	①+②
④ 消費税	200,000	円	③×消費税率
⑤ 合計(税込み) (添付書類の契約書等の額の範囲内であること)	2,700,000	円	③+④

※太陽光発電システムに係る経費は、補助対象経費に含めません。

… 必須項目

… 該当者のみ記入する項目

1

蓄電システムについて、補助金申請時から変更がない場合は、「変更なし」に、変更承認を受けている場合は「変更あり(変更承認申請済み)」にチェックをしてください。

また、補助金申請時及び変更申請時から変更がある場合は、「変更あり(その他)」にチェックをした上で、下記にその変更内容を記入してください。

※ 変更なし又は変更承認申請済みの場合は下記については記入不要です。

※ 下記については、補助金額に変更のない蓄電システムの機種、補助対象経費に変更がある場合に記入してください。

※ 領収書の金額と申請時の補助対象経費が異なる場合は、下記で修正してください。

※ 補助金額に変更がある場合は、変更承認申請が必要です。

■「変更なし」又は「変更あり(変更承認申請済み)」にチェックした場合の注意点

- ・領収書が複数にわたる場合は、その写しをそれぞれ添付し、それらの領収書の合算金額が、交付申請書又は変更承認申請書の「補助対象経費内訳の合計額」であることが必要です。
- ・振込による入金、ローン又は立替払の場合も、必ず領収書を提出してください。
(振込通知書等では受付できません)

2

補助金申請時及び変更申請時から変更がある場合は、変更後の最終の内容を記入してください。

※ 変更箇所だけでなく、全ての欄について記入してください。

(例えば蓄電システムの機種の変更のみで、経費に変更がない場合は、(2)のチェック欄にチェック。)

変更契約を締結している場合は、「はい」に、締結していない場合は「いいえ」にチェックしてください。

※「はい」にチェックした場合は、必ず変更契約書を提出してください。

補助金申請書に準じて記入してください。

※ 領収書の金額と申請時の補助対象経費が異なる場合は、ここで修正してください。

※領収書が複数にわたる場合は、その写しをそれぞれ添付し、それらの領収書の合算金額は、「補助対象経費内訳の合計額」であることが必要です。

※振込による入金、ローン又は立替払の場合も、必ず領収書を提出してください。

(振込通知書等では受付できません)